

山口県企業局 第3次経営計画（改定版）

参 考 資 料

目 次

1	沿革	資 1
2	第1次経営計画の実績・評価	資 3
	(1) 電気事業	
	(2) 工業用水道事業	
3	第2次経営計画の実績・評価	資 7
	(1) 電気事業	
	(2) 工業用水道事業	
4	料金の仕組み	資 11
	(1) 電気料金 ((2)に掲げるものを除く)	
	(2) 再生可能エネルギーの固定価格買取制 度に係る電気料金	
	(3) 工業用水道料金	
5	電気事業 施設整備10か年計画 (平成25年度～平成34年度)	資 15
6	工業用水道事業 施設整備10か年計画 (平成25年度～平成34年度)	資 16
7	企業局研修計画 (平成25年度～平成30年度)	資 19
8	山口県企業局関係ダム一覧	資 21
9	経営管理指標における目標管理	資 22
10	用語説明	資 23

1 沿革

		電 気 事 業	工 業 用 水 道 事 業	共 通 (組 織)		
大	正			13.4	山口県電気局の発足	
昭	28.5 30.2 31.9	山口県営電気事業の再開 木屋川発電所運転開始 佐波川発電所運転開始	15.10	錦川第1期利水事業完成 向道原水供給開始	17.3	山口県電気局の解散
			21.10	木屋川原水供給開始		
			25.3	厚東川原水供給開始		
	34.4	工業用水道事業法の制定により工業用水道事業として発足				
	35.10	小瀬川工業用水道給水開始				
	36.4	地方公営企業法一部適用	36.10	土木建築部に公営企業課を設置		
	40.4	地方公営企業法全面適用	37.4	地方公営企業法一部適用		
			37.12	山口県工業用水道条例制定		
			38.1	川上工業用水道給水開始		
	40.4	地方公営企業法全面適用	40.4	公営企業管理者設置 企業局発足（総務課、経理課、工務課）		
	40.8 40.9 40.10	菅野発電所運転開始 水越発電所運転開始 徳山発電所運転開始	41.7	周南工業用水道給水開始	42.1	法改正に伴い公営企業管理者廃止
			42.4	佐波川工業用水道給水開始		
			45.3	小瀬川工業用水道第2期工事完成	45.8	公営企業管理者（専任）設置
	46.4	柳井川工業用水道給水開始				
	46.6	富田・夜市川工業用水道事業及び厚東川第2期工業用水道事業に着手				
	47.3	木屋川工業用水道事業送配水施設拡張工事完成				
	47.4	厚狭川工業用水道事業及び木屋川第2期工業用水道事業に着手				
	49.3	佐波川工業用水道事業増量工事完成				
49.4	吉原・末武川工業用水道事業に着手					
50.3	新阿武川発電所運転開始	51.4	佐波川第2期工業用水道事業に着手	51.4		
		54.10	厚東川第2期工業用水道一部給水開始	55.4	電力開発室を設置	
		56.8	富田・夜市川工業用水道一部給水開始			
		57.4	富田・夜市川工業用水道給水開始			
		57.10	厚東川第2期工業用水道給水開始			
和						

		電 気 事 業	工 業 用 水 道 事 業	共 通 (組 織)
昭 和	58.7 59.6	本郷川発電所運転開始 生見川発電所運転開始	57.11 厚狭川工業用水道一部給水開始 60.4 佐波川第2期工業用水道一部給水開始 60.4 厚狭川工業用水道一部給水開始 62.4 生見川工業用水道事業に着手 63.4 生見川工業用水道一部給水開始	60.3 電力開発室を廃止 60.4 本局組織を改正(総務課、電気課、工業用水課)
	元.4 4.3	小瀬川発電所運転開始 末武川発電所運転開始	3.4 木屋川第2期工業用水道一部給水開始 3.4 小瀬川第2期工業用水道事業に着手 5.1 吉原・末武川工業用水道一部給水開始 9.11 厚狭川工業用水道給水開始 12.4 小瀬川第2期工業用水道給水開始 19.3 吉原・末武川工業用水道事業を末武川工業用水道事業に変更 21.3 柳井川工業用水道事業を廃止 25.3 小瀬川第2期工業用水道の未事業化分(先行水源)を一般会計に移管	2.4 木屋川利水事務所発足(木屋川発電所及び木屋川工業用水道事務所を組織統合) 4.4 東部発電事務所発足(菅野発電所及び水越ダム管理事務所を組織統合) 4.4 小瀬川第二期工業用水道建設現場事務所発足 6.4 佐波川利水事務所発足(佐波川発電所と佐波川工業用水道事務所を組織統合) 6.4 小瀬川第二期工事建設事務所発足 12.3 小瀬川第二期工事建設事務所廃止 12.4 本局組織を改正(総務課、電気工水課) 19.4 西部利水事務所発足(木屋川利水事務所と新阿武川発電所を組織統合) 佐波川発電所を東部発電事務所に統合 佐波川利水事務所を佐波川工業用水道事務所に変更 21.3 柳井川工業用水道事務所を廃止(小瀬川工業用水道事務所へ組織統合)
平 成	26.5	相原発電所運転開始		

イ 外部評価結果

具体的措置	取組事項	評価結果					
		H16	H17	H18	H19	H20	H21
効率的な発電の実施	安定した電力収入の確保	A	C	A	C	C	C
経費の節減	設備投資の抑制	B	A	A	A	A	A
	修繕費の抑制	B	A	A	A	A	A
	適正な人員配置	B	B	B	B	B	B
企業債の軽減	内部留保資金の有効活用	B	B	B	B	A	A

※A：計画を上回る B：計画どおり C：計画を下回る

ウ 収支の状況

(単位 百万円)

区分\年度		H16	H17	H18	H19	H20	H21
収益的 収支	収入	1,753	1,641	1,642	1,409	1,424	1,463
	電力料	1,710	1,564	1,597	1,364	1,375	1,405
	支出	1,496	1,511	1,449	1,404	1,375	1,342
	減価償却費等	406	426	412	431	391	373
	支払利息	171	152	136	121	106	93
収支差引(純利益)		257	130	193	5	49	121
資本的 収支	収入	5	36	46	7	5	545
	支出	685	707	468	619	316	1,343
	企業債償還金	335	298	293	286	269	236
収支差引		▲680	▲671	▲422	▲612	▲311	▲798
補てん可能額		663	556	605	436	440	494
内部留保資金(単年度)		▲17	▲115	183	▲176	129	▲304
内部留保資金(累計)		2,390	2,275	2,458	2,282	2,411	2,107

※ いずれも決算額 (消費税抜き)

(2) 工業用水道事業

ア 具体的措置の実績

具体的措置	主要目標	実績
保有水の活用	・保有水のうち4万m ³ /日を解消	・4,020 m ³ の解消 (H16~H21 実績) <要因> 大口ユーザー撤退等による大幅な減量が発生
資産の利活用	・売却収入1.5億円	・売却収益 0.8億円 (H16~H21 実績) <要因> 建設仮宿舍跡地1箇所を売却
経費の節減	・新計画に要する費用の節減	・建設改良費 △約5.8億円(H16~H21 実績) <取組内容> 施工方法の見直し、汎用品の採用等 ・維持管理費 △約51百万円(H16~H21 実績) <取組内容> 施工方法、点検周期の見直し、内容の再検討等 ・人件費 △11名(定数 H16~H21 実績) <取組内容> 事務事業の見直し、本局組織再編、外部委託の導入
企業債の軽減	・公営企業借換債制度の対象企業債のうち利率5%以上の全額借換え及び内部留保資金を財源とする繰上償還を実施	・公営企業借換債制度 26億円 (平成16年度~平成18年度) ・公的資金補償金免除繰上償還制度等 22億円 (平成16年度~平成19年度) ・繰上償還 15億円 (平成20年度~平成21年度)
料金の適正化	・現在の料金格差を縮小 ※約12倍→9倍 (ただし原価割れ事業を除く)	・平成21年度 約10倍に縮小
事業の再構築	・保有水量及び資金不足の縮減	・吉原・末武川工業用水道事業 吉原ダムの建設中止(平成18年度末) ・柳井川工業用水道事業 事業廃止(平成20年度末)
先行水源対策	・国の財政措置制度の早期実現	・国に対して地方財政措置制度創設の要望を実施 (中国地方知事会及び日本工業用水協会等)

イ 外部評価結果

具体的措置	取組事項	評価結果						
		H16	H17	H18	H19	H20	H21	
保有水の活用	需要の開拓	C	B	C	B	C	B	
資産の利活用	土地の売却	B	C	C	B	B	C	
経費の節減	施設整備計画における効率的な工事の執行	B	A	B	A	A	A	
	維持管理コストの縮減	B	B	B	B	B	A	
	適正な人員配置	B	B	B	B	B	B	
企業債の軽減	公営企業借換債制度の活用及び繰上償還の実施	B	B	B	B	B	B	
料金の適正化	料金格差の是正	—	—	B	B	B	B	
事業の再構築	将来の需要動向を見据えた事業再編	柳井川	C	B	B	B	A完了	—
		吉原・末武川	B	B	A完了	—	—	—
先行水源対策	先行水源に対する地方財政措置制度の創設及び活用方策の検討	C	C	C	C	C	C	

※A：計画を上回る B：計画どおり C：計画を下回る

ウ 収支の状況

(単位 百万円)

区分\年度		H16	H17	H18	H19	H20	H21
収益的 収支	収入	9,612	9,781	9,643	9,371	8,459	7,730
	給水収益	8,011	8,055	7,920	7,965	7,889	7,360
	支出	6,291	6,248	6,199	6,430	5,605	5,626
	減価償却費等	2,067	2,009	2,331	2,630	1,924	1,961
	支払利息	1,441	1,273	1,121	1,029	893	811
収支差引(純利益)		3,321	3,533	3,444	2,941	2,855	2,104
資本的 収支	収入	3,145	3,801	3,862	3,343	3,880	2,543
	支出	8,139	8,961	8,053	9,527	7,634	6,081
	企業債償還金	5,880	6,577	5,762	7,107	4,427	3,136
収支差引		▲4,994	▲5,160	▲4,191	▲6,184	▲3,754	▲3,538
補てん可能額		5,643	5,816	5,775	5,571	4,779	4,065
内部留保資金(単年度)		649	656	1,584	▲613	1,025	527
内部留保資金(累計)		1,440	2,096	3,680	3,067	4,092	4,619

※ いずれも決算額 (消費税抜き)

3 第2次経営計画の実績・評価

(1) 電気事業

ア 具体的措置の実施

経営管理項目	内 容	実 績																				
1 電力料収入の確保	・ダム貯留水の効率的運用や工事等における発電停止の抑制による安定した電力料収入の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・発電計画シミュレーションの実施など効率的な発電による発電電力量の増加 ・発電停止の抑制など改良・修繕工事等の効率的な施工による溢水電力量の抑制 <p>【目標電力量比】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>H 2 2</th> <th>H 2 3</th> <th>H 2 4</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>8 7 %</td> <td>1 0 0 %</td> <td>8 3 %</td> </tr> </tbody> </table>	H 2 2	H 2 3	H 2 4	8 7 %	1 0 0 %	8 3 %														
H 2 2	H 2 3	H 2 4																				
8 7 %	1 0 0 %	8 3 %																				
2 経費支出の効率化	・設備投資及び修繕費の抑制、適正な人員配置等による経費の節減	<ul style="list-style-type: none"> ・改良・修繕10か年計画の見直しを実施 ・施工方法や機器構成の見直し等による効率的な執行により、設備投資及び維持管理コストを縮減 <p>【削減額】 (千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>H 2 2</th> <th>H 2 3</th> <th>H 2 4</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>▲ 12, 121</td> <td>▲ 11, 479</td> <td>▲ 31, 156</td> </tr> </tbody> </table>	H 2 2	H 2 3	H 2 4	▲ 12, 121	▲ 11, 479	▲ 31, 156														
H 2 2	H 2 3	H 2 4																				
▲ 12, 121	▲ 11, 479	▲ 31, 156																				
3 安定した純利益の確保	・経営の効率化の取組や濁水準備引当金の効果的運用による濁水リスクの軽減	<p>【純利益の確保】 (百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H 2 2</th> <th>H 2 3</th> <th>H 2 4</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目 標</td> <td>1 4 3</td> <td>1 0 2</td> <td>1 0 8</td> </tr> <tr> <td>実 績</td> <td>1 4 7</td> <td>1 5 0</td> <td>1 6 1</td> </tr> </tbody> </table> <p>【濁水準備引当金の積立】 (百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>H 2 2</th> <th>H 2 3</th> <th>H 2 4</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3</td> <td>2 1</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>		H 2 2	H 2 3	H 2 4	目 標	1 4 3	1 0 2	1 0 8	実 績	1 4 7	1 5 0	1 6 1	H 2 2	H 2 3	H 2 4	3	2 1	—		
	H 2 2	H 2 3	H 2 4																			
目 標	1 4 3	1 0 2	1 0 8																			
実 績	1 4 7	1 5 0	1 6 1																			
H 2 2	H 2 3	H 2 4																				
3	2 1	—																				
4 企業債の軽減	・内部留保資金を有効活用した企業債の新規発行の抑制	<ul style="list-style-type: none"> ・資金計画に基づき、企業債の新規発行は行わず、内部留保資金により充当 <p>【企業債残高】 (百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H 2 2</th> <th>H 2 3</th> <th>H 2 4</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目 標</td> <td>1, 961</td> <td>1, 722</td> <td>1, 491</td> </tr> <tr> <td>実 績</td> <td>1, 961</td> <td>1, 722</td> <td>1, 491</td> </tr> <tr> <td>対前年</td> <td>▲ 238</td> <td>▲ 239</td> <td>▲ 231</td> </tr> <tr> <td>対H21</td> <td>▲ 238</td> <td>▲ 477</td> <td>▲ 708</td> </tr> </tbody> </table>		H 2 2	H 2 3	H 2 4	目 標	1, 961	1, 722	1, 491	実 績	1, 961	1, 722	1, 491	対前年	▲ 238	▲ 239	▲ 231	対H21	▲ 238	▲ 477	▲ 708
	H 2 2	H 2 3	H 2 4																			
目 標	1, 961	1, 722	1, 491																			
実 績	1, 961	1, 722	1, 491																			
対前年	▲ 238	▲ 239	▲ 231																			
対H21	▲ 238	▲ 477	▲ 708																			
5 平瀬発電所の建設	・建設に係る水利権申請等の進行管理	・平瀬ダムが国の検証ダムとなっていたことから、検証作業の動向を注視(H22~H24:評価なし)																				

イ 外部評価結果

経営管理項目	取組事項	評価結果		
		H22	H23	H24
電力料収入の確保	ダム貯水量の効率的な運用	B	B	B
経費支出の効率化	計画的な事業執行（コスト削減）	A	B	B
	事務・事業の見直し	B	B	B
安定した純利益の確保	経営効率化の取組 濁水準備引当金の効果的運用	B	A	A
企業債残高の縮減	企業債の新規発行抑制	B	B	B
平瀬発電所の建設	ダム本体の工事の進捗に合わせた 進行管理	—	—	—

※A：計画を上回る B：計画どおり C：計画を下回る

ウ 収支の状況

(単位 百万円)

区分\年度		H22	H23	H24
収益的 収支	収入	1,458	1,434	1,402
	電力料	1,417	1,384	1,356
	支出	1,311	1,284	1,241
	減価償却費等	353	348	330
	支払利息	82	71	60
収支差引（純利益）		147	150	161
資本的 収支	収入	1,001	488	2,144
	支出	1,890	352	394
	企業債償還金	238	239	232
収支差引		▲889	136	1,750
補てん可能額		500	498	407
内部留保資金（単年度）		▲389	634	2,241
内部留保資金（累計）		1,718	2,352	4,593

※ いずれも決算額（消費税抜き）

(2) 工業用水道事業

ア 具体的措置の実施

経営管理項目	内 容	実 績																				
1 新たな需要開拓	<ul style="list-style-type: none"> 保有水（計画給水量－契約水量）を需要の開拓等による縮減（目標:20,000 m³/日） 	<p>【増量・減量実績】 (m³/日)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H 2 2</th> <th>H 2 3</th> <th>H 2 4</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>増 量</td> <td>27,260</td> <td>150</td> <td>9,300</td> </tr> <tr> <td>減 量</td> <td>▲ 25,900</td> <td>▲ 1,300</td> <td>▲ 9,410</td> </tr> <tr> <td>差</td> <td>1,360</td> <td>▲ 1,150</td> <td>▲ 110</td> </tr> <tr> <td>対H21</td> <td>1,360</td> <td>210</td> <td>100</td> </tr> </tbody> </table>		H 2 2	H 2 3	H 2 4	増 量	27,260	150	9,300	減 量	▲ 25,900	▲ 1,300	▲ 9,410	差	1,360	▲ 1,150	▲ 110	対H21	1,360	210	100
	H 2 2	H 2 3	H 2 4																			
増 量	27,260	150	9,300																			
減 量	▲ 25,900	▲ 1,300	▲ 9,410																			
差	1,360	▲ 1,150	▲ 110																			
対H21	1,360	210	100																			
2 経費支出の効率化	<ul style="list-style-type: none"> 適正な進行管理や新技術・新工法の導入などの効率的な事業執行を図り設備投資・維持管理コストを縮減 	<ul style="list-style-type: none"> 新工法の採用、システムの統合、点検整備基準の見直し等による経費節減 <p>【削減額】 (千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H 2 2</th> <th>H 2 3</th> <th>H 2 4</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>▲ 78,100</td> <td>▲ 123,923</td> <td>▲ 90,490</td> </tr> </tbody> </table>		H 2 2	H 2 3	H 2 4		▲ 78,100	▲ 123,923	▲ 90,490												
	H 2 2	H 2 3	H 2 4																			
	▲ 78,100	▲ 123,923	▲ 90,490																			
3 内部留保資金の維持	<ul style="list-style-type: none"> 将来の安定的な工業用水の供給と経営基盤の強化 	<ul style="list-style-type: none"> 1期系6事業で計画どおり妥結（H22） 2期系6事業で計画どおり妥結（H23） 周南2事業で計画どおり妥結（H24） <p>【内部留保資金】 (百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H 2 2</th> <th>H 2 3</th> <th>H 2 4</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目 標</td> <td>4,790</td> <td>5,077</td> <td>5,041</td> </tr> <tr> <td>実 績</td> <td>4,799</td> <td>5,151</td> <td>5,301</td> </tr> <tr> <td>差</td> <td>9</td> <td>74</td> <td>260</td> </tr> </tbody> </table>		H 2 2	H 2 3	H 2 4	目 標	4,790	5,077	5,041	実 績	4,799	5,151	5,301	差	9	74	260				
	H 2 2	H 2 3	H 2 4																			
目 標	4,790	5,077	5,041																			
実 績	4,799	5,151	5,301																			
差	9	74	260																			
4 企業債残高の縮減	<ul style="list-style-type: none"> 補償金免除繰上償還制度の活用 内部留保資金を活用した企業債の新規発行抑制 	<p>【企業債残高】 (百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H 2 2</th> <th>H 2 3</th> <th>H 2 4</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目 標</td> <td>26,303</td> <td>26,535</td> <td>27,275</td> </tr> <tr> <td>実 績</td> <td>25,631</td> <td>23,766</td> <td>21,617</td> </tr> <tr> <td>対前年</td> <td>▲ 2,386</td> <td>▲ 1,865</td> <td>▲ 2,149</td> </tr> <tr> <td>対H21</td> <td>▲ 2,386</td> <td>▲ 4,251</td> <td>▲ 6,400</td> </tr> </tbody> </table> <p>【制度を活用した繰上償還】 (H22, H23 実績)</p> <ul style="list-style-type: none"> 補償金免除繰上償還額 1,145 百万円 利息軽減効果額 197 百万円 <p>※参考</p> <p>【他会計借入分】 (H22～H24 実績)</p> <ul style="list-style-type: none"> 長期借入金繰上償還額 1,565 百万円 利息軽減効果額 179 百万円 		H 2 2	H 2 3	H 2 4	目 標	26,303	26,535	27,275	実 績	25,631	23,766	21,617	対前年	▲ 2,386	▲ 1,865	▲ 2,149	対H21	▲ 2,386	▲ 4,251	▲ 6,400
	H 2 2	H 2 3	H 2 4																			
目 標	26,303	26,535	27,275																			
実 績	25,631	23,766	21,617																			
対前年	▲ 2,386	▲ 1,865	▲ 2,149																			
対H21	▲ 2,386	▲ 4,251	▲ 6,400																			
5 先行水源への対応	<ul style="list-style-type: none"> 地方財政措置制度の創設要望 水資源対策推進協議会で活用方策を検討 	<ul style="list-style-type: none"> 国に対して地方財政措置制度創設の要望を実施 他県動向の把握、会計基準の見直しに伴う検証 先行水源の一般会計への移管 																				

イ 外部評価結果

経営管理項目	取組事項	評価結果		
		H22	H23	H24
新たな需要開拓	未契約水、未稼働水への対応	B	C	C
経費支出の効率化	計画的な事業執行（コスト削減）	C	B	B
	事務・事業の見直し	B	B	B
内部留保資金の維持	将来の安定的な工業用水の供給と経営基盤の維持	B	A	A
企業債残高の縮減	<ul style="list-style-type: none"> 補償金免除繰上償還を活用した借換、繰上償還の実施 内部留保資金を活用した企業債の新規発行抑制 	A	A	A
先行水源への対応	<ul style="list-style-type: none"> 先行水源に対する地方財政措置制度の創設 活用方策の検討 	B	B	A

※A：計画を上回る B：計画どおり C：計画を下回る

ウ 収支の状況

(単位 百万円)

区分\年度		H22	H23	H24
収益的 収支	収入	6,999	7,020	6,796
	給水収益	6,653	6,675	6,451
	支出	5,558	5,405	5,563
	減価償却費等	1,989	2,011	2,112
	支払利息	716	585	503
収支差引（純利益）		1,441	1,615	1,233
資本的 収支	収入	2,309	1,861	16,962
	支出	5,559	5,135	20,181
	企業債償還金	3,797	2,837	2,333
収支差引		▲3,250	▲3,274	▲3,219
補てん可能額		3,430	3,626	3,369
内部留保資金（単年度）		180	352	150
内部留保資金（累計）		4,799	5,151	5,301

※ いずれも決算額（消費税抜き）

4 料金の仕組み

(1) 電気料金（(2)に掲げるものを除く）

本県の電気料金は、次の手順で決定される。

- ① 電気を作る本県が電気を受ける電力会社に対し、料金その他の供給条件について交渉を行う。
- ② 交渉結果をまとめた電力受給契約を締結する。
- ③ 経済産業大臣に契約の内容を届け出る。

なお、料金の算定は、卸供給料金算定規則（経済産業省令）に基づいており、次に掲げる各項目をベースとした料金体系となっている。

【総括原価方式】

総括原価とは、料金算定期間における事業を運営するに当たって必要であると見込まれる原価に利潤を加えて得た額である。

また、過去の発電実績をもとに料金算定期間における目標受給電力量を算定し、総括原価等を目標受給電力量で除した値が料金単価である。

なお、本県では相原発電所以外の10発電所をまとめて1契約としている。

$$\text{総括原価（円）} = \text{営業費} \times 1 + \text{事業報酬} \times 2 - \text{控除収益} \times 3$$

$$\text{料金単価（円/kWh）} = \frac{\text{総括原価（円）}}{\text{目標受給電力量（kWh）}}$$

【二部料金制】

料金の構成は、基本料金と電力量料金からなる。（二部料金制）

電気事業の収入は、天候や渇水等に左右されやすいため、安定した経営が確保できるよう二部料金制を採用しており、平成21年度以降、基本料金の割合8割、電力量料金の割合2割となっている。

【料金算定期間】

4月1日から翌年の3月31日までの1年間を単位に、2年間を料金の算定期間としている。

※1： 人件費、物件費、ダム分担金、流水占用料、水源林整備推進費、修繕費、固定資産除却費、国有資産等所在市町村交付金、減価償却費

※2： 自己資本報酬（平均帳簿価格に占める自己資金投資額に国債、地方債等公社債の利回りをもとに算定した率を乗じて得た額）、他人資本報酬（支払利息、企業債償還不足金）

※3： 供給する電気の対価として得られる収益以外の収益（受取利息、雑収益）

【卸規制撤廃後の料金算定方法】

電力システム改革により平成28年度から卸規制が撤廃され、総括原価方式による料金算定根拠が失われるため、次回以降の料金算定に向け、総括原価方式に一定の市場相場を加味した新たな算定ルールや二部料金制の確保について、中国電力と協議を進める予定である。

(2) 再生可能エネルギーの固定価格買取制度に係る電気料金

相原発電所及び平成28年度に運転開始を予定している宇部丸山発電所分の売電については、再生可能エネルギーの固定価格買取制度を利用して行う。

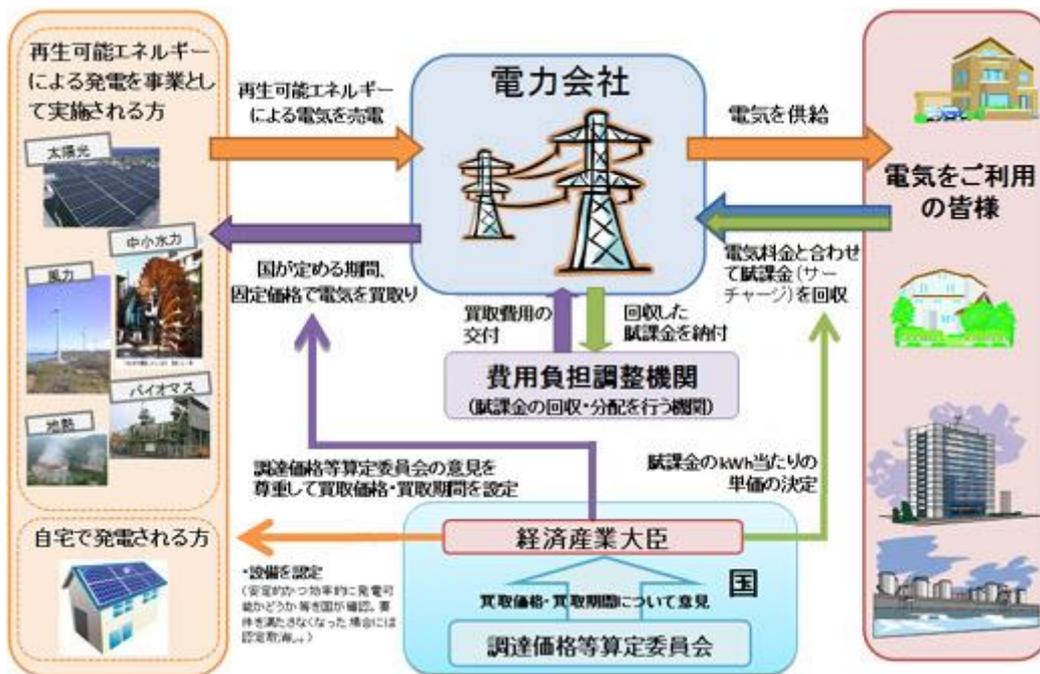
当制度を利用する場合の電気の料金は、再生可能エネルギー特別措置法に基づき、経済産業大臣が毎年度決定する。

県は、発電設備についての経済産業大臣認定など必要な手続を行った上で、上記価格を基準に一般電気事業者あるいは特定規模電気事業者と供給契約を締結し、売電を行う。

【再生可能エネルギーの固定価格買取制度概要】

再生可能エネルギーで発電した電気を固定価格で一定期間、一般電気事業者が買い取ることを国が約束する制度で、買取費用を電気の利用者から賦課金という形で集め、今はまだコストの高い再生可能エネルギーの導入を支えている。

(資源エネルギー庁HPより)



【中小水力による発電の調達価格・調達期間】

調達価格・調達期間については、経済産業省告示により定められている。

相原発電所及び宇部丸山発電所での発電分の調達価格は34.0円/kWh、調達期間は20年が基準となる。

(3) 工業用水道料金

本県の工業用水道料金の算定は、工業用水道料金算定要領（経済産業省告示）に基づいており、次に掲げる各項目をベースとした料金体系になっている。

また、料金制度については、責任水量制と二部料金制の選択制を採用しており、各地区の工水利用者協議会（利水協）がいずれかの料金制度を選択し、適用している。

【総括原価方式】

独立採算性を原則とする工業用水道事業の料金設定は、能率的な経営の下における適正な原価に照らし公正妥当なものとなることを前提に、総括原価を回収できるように算定しなければならない。

$$\text{料金収入額} = (\text{営業費用}_{※1} + \text{営業外費用}_{※2}) - \text{控除項目} = \text{総括原価}$$

※1：人件費、動力費、修繕費、受水費（流水占用料、市町村交付金）、負担金、その他の維持管理費（物件費、水源涵養林費）、減価償却費

※2：支払利息

【個別原価主義】

本県では、10水系14事業21種別を有しており、各事業ごとに、その水源条件や建設時期の違いに基づく建設コストの大小等があることから、それぞれ異なる料金を設定している（資14ページ参照）。

【責任水量制】

受水企業が使用した実給水量ではなく、契約水量に基づき料金を決定する料金制度であり、毎月の日数に応じた定額の料金負担となる。

料金単価は、以下により算出される。

$$\text{料金単価 (円/m}^3\text{)} = \text{総括原価} / \text{契約水量}_{※3}$$

※3：料金算定期間最初の4月1日の予定水量とするが、料金算定期間中に見込まれる水量が合理的に予測できる場合は、その水量の年平均を採用する。

【二部料金制】

契約水量に基づく基本料金と、実給水量に応じた使用料金からなる料金制度で、使用水量に応じて毎月の料金変動する。（料金＝基本料金＋使用料金）

料金単価は、以下により算出される。

$$\text{基本料金単価 (円/m}^3\text{)} = \text{固定費}_{※4} / \text{契約水量}$$

$$\text{使用料金単価 (円/m}^3\text{)} = \text{変動費}_{※5} / \text{3年高位給水量}_{※6}$$

※4：総括原価から変動費を除いたもの（減価償却費、支払利息等）

※5：動力費、修繕費（ダム関連経費を除く）

※6：過去5年間の給水実績のうち使用率の高い3年の平均給水量

【料金算定期間】

4月1日から翌年の3月31日までの1年間を単位に、原則として3年間で料金の算定期間としている。

山口県の工業用水道料金

(平成28年4月見込み)

区 分	料率(種別ごとの1㎡当たりの金額)		備 考
	基本料金 ※()内は使用料金		
小瀬川工業用水道	第2種	7.70円(1.70円)	昭和45年4月1日以降の水の増加分
	第3種	45.0円	小瀬川第2期工業用水道事業
	第4種	5.80円(1.60円)	昭和35年10月の給水開始時からのもの
生見川工業用水道	6.50円		
末武川工業用水道	17.40円(4.30円)		平成28年4月1日からの適用予定料金
周南工業用水道	第2種	25.80円(1.00円)	平成15年4月1日以降の水の増加分
	第4種	6.60円(0.60円)	昭和41年7月の給水開始時からのもの
向道・川上工業用水道	第1種	4.70円(0.20円)	建設費の一部をユーザーが負担したもの
	第2種	5.90円(0.70円)	昭和38年1月1日以降の水の増加分
	第4種	4.90円(0.20円)	建設費にユーザー負担がないもの
富田・夜市川工業用水道	17.40円(4.30円)		平成28年4月1日からの適用予定料金
佐波川工業用水道	第2種	50.00円	佐波川第2期工業用水道事業
	第4種	13.50円	昭和42年4月の給水開始時からのもの
厚東川工業用水道	第1種	5.20円(0.40円)	建設費の一部をユーザーが負担したもの
	第2種	5.70円(0.40円)	昭和34年4月1日以降の水の増加分
	第3種	21.90円(4.80円)	厚東川第2期工業用水道事業
	第4種	5.20円(0.40円)	建設費にユーザー負担がないもの
厚狭川工業用水道	24.10円(8.90円)		
木屋川工業用水道	第1種	8.80円	建設費の一部をユーザーが負担したもの
	第2種	50.00円	木屋川第2期工業用水道事業
	第4種	11.10円	建設費にユーザー負担がないもの

注1 料金の額は、1か月につき、次の式で算出した額となる。

[責任水量制] 基本料金料率 (円/㎡) × 契約水量 (㎡/日) × その月の日数 × 消費税

[二部料金制] 基本料金料率 (円/㎡) × 契約水量 (㎡/日) × その月の日数 × 消費税 +
使用料金料率 (円/㎡) × その月の使用水量 (㎡/月) × 消費税

注2 特定料金(特定給水に対する料金)の料率は、基本料金及び使用料金の料率と同じである。

5 電気事業 施設整備10か年計画 (平成25年度～平成34年度)

<主要施設における整備計画の概要>

区分	発電所等	施設整備内容	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34
建設工事	相原	発電所建設	■									
	宇部岫山	発電所建設		■	■							
	平瀬	発電所建設			■	■	■	■	■	■	■	
改良工事	菅野	リパワリング				■	■	■	■			
	水越	制御装置取替									■	
	徳山	空気冷却器取替	■									
		リパワリング										■
	生見川	リパワリング				■	■	■	■			
	水越ダム	ダム諸量装置取替			■	■						
	東部発電	監視制御装置取替									■	■
	佐波川	励磁装置取替	■									
		配開装置取替				■	■					
	新阿武川	洪水吐ゲート盤取替	■									
		監視制御装置改良			■							
		特別高圧盤取替			■							
		発電管理所建設	■									
修繕工事	菅野	水車発電機OH							■			
	水越	水車発電機OH									■	
	徳山	水車発電機OH	■									
	生見川	水車発電機OH							■			
	本郷川	水車発電機OH			■							
	小瀬川	水車発電機OH						■				
	末武川	水車発電機OH		■								
	佐波川	水車発電機OH										■
	新阿武川	水車発電機OH			■							

OH：オーバーホール

6 工業用水道事業 施設整備10か年計画 (平成25年度～平成34年度)

<主要施設における整備計画の概要>

岩国・柳井地区

事業名	主要施設整備	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	備考
小瀬川	集水設備復旧	■										安定給水対策
	送水設備改良(接合井等)				■	■	■	■	■	■	■	耐震化対策
	隧道改良(1号・2号・3号)				■	■	■	■	■	■	■	老朽化対策
	ポンプ場施設改良	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	老朽化対策
	管理事務所 計算機・監視設備更新	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	老朽化対策
	機械・電気・計装設備更新	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	老朽化対策
小瀬川 第2期	機械・電気・計装設備更新	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	老朽化対策
生見川	導水管更新	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	老朽化対策 耐震化対策
	機械・電気・計装設備更新	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	老朽化対策

周南地区

事業名	主要施設整備	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	備考
末武川	水管橋改良(末武川北水管橋)				■	■	■	■	■	■	■	耐震化対策
	機械・電気・計装設備更新	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	老朽化対策
周南	配水管改良	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	老朽化対策 耐震化対策 機器強化
	水管橋改良(塩浜・梅形川・平田川水管橋)				■	■	■	■	■	■	■	耐震化対策
	徳山導水路改良	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	老朽化対策
	配水施設改良(西配水槽)	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	老朽化対策 耐震化対策
	周南センター 予備弁・電気設備更新	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	老朽化対策
	徳山分水池 監視設備更新								■	■	■	老朽化対策
	機械・電気・計装設備更新	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	老朽化対策
向道・ 川上	機械・電気・計装設備更新	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	老朽化対策
富田・ 夜市川	配水管改良				■	■	■	■	■	■	■	老朽化対策 耐震化対策
	水管橋改良(夜市川水管橋)				■	■	■	■	■	■	■	耐震化対策
	周南センター 予備弁 電気設備更新	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	老朽化対策
	機械・電気・計装設備更新	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	老朽化対策
島田川	導水施設建設	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	水資源対策

防府地区

事業名	主要施設整備	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	備考
佐波川	古祖原ポンプ場ホブ・予備発 電気設備更新											老朽化対策
	古祖原ポンプ場取水設備改良											安定給水対策
	水管橋改良(石崎橋水管橋)											老朽化対策
	配水施設改良											安定給水対策
	機械・電気・計装設備											老朽化対策
佐波川 第2期	迫戸ポンプ場ホブ・予備発 電気設備更新											老朽化対策
	配水施設改良											安定給水対策
	機械・電気・計装設備更新											老朽化対策

宇部・山陽小野田・美祢地区

事業名	主要施設整備	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	備考
厚東川	水路橋改良(厚東川水路橋)											老朽化対策 耐震化対策
	水路橋改良(1・3・5・7・8水路橋)											耐震化対策
	送水管改良(1期新隧道)											老朽化対策
	宇部山陽ダム送水ホブ設置											濁水対策
	二俣親発電所 電気・監視設備更新											老朽化対策
	機械・電気・計装設備更新											老朽化対策
厚東川 第2期	宇部山陽ダム 長寿命化計画策定											老朽化対策
	配水施設改良(有明池水塔)											耐震化対策
	2期レートバイパス管布設											老朽化対策 耐震化対策 機能強化
	水管橋改良(山陽本線・栄川水管橋)											耐震化対策
	有明ポンプ場ホブ・予備発・電気・監視設備更新											老朽化対策
	機械・電気・計装設備更新											老朽化対策
厚狭川	長寿命化計画策定(美祢ダム 洞ヶ谷調整池)											老朽化対策
	配水施設改良(山陽・美祢池水塔)											耐震化対策
	2期レートバイパス管布設											老朽化対策 耐震化対策 機能強化
	送水管改良(山陽ルート)											老朽化対策 耐震化対策 機能強化
	水管橋改良(有明川水管橋)											耐震化対策
	山陽取水ポンプ場・ホブ・電気・監視設備更新											老朽化対策
	美祢取水ポンプ場ホブ・電気・監視設備更新											老朽化対策
	美祢送水ポンプ場ホブ 予備発 電気 監視設備更新											老朽化対策
機械・電気・計装設備更新											老朽化対策	

下 関 地 区

事業名	主要施設整備	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	備 考	
木屋川	事務所 予備弁・電気・監視設備更新							■	■			老朽化対策	
	湯の原ダム洪水吐ゲート設備更新					■						老朽化対策	
	湯の原ダム 長寿命化計画策定					■						老朽化対策	
	配水施設改良(王喜配水池)				■	■	■					耐震化対策	
	隧道改良(河川横断部)		■	■	■	■						安定給水対策	
	水路橋改良(1・2・3号水路橋)							■	■	■	■		耐震化対策
	木屋川工業用水道二条化		■	■	■	■	■	■	■	■	■		老朽化対策 機能強化
	機械・電気・計装設備更新	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	老朽化対策
木屋川 第2期	事務所 予備弁・電気・監視設備更新							■	■			老朽化対策	
	配水施設改良(清木・王喜配水池)				■	■	■	■				耐震化対策	
	木屋川工業用水道二条化		■	■	■	■	■	■	■	■	■	老朽化対策 機能強化	
	機械・電気・計装設備更新	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	老朽化対策	

7 企業局研修計画（平成25年度～平成30年度）

（1）研修方針

今日の公営企業を取り巻く社会・経済情勢は、経営環境の変化や自然災害等への対応、国のエネルギー政策や電気・工業用水道事業の制度見直し等、大きく変化してきている。

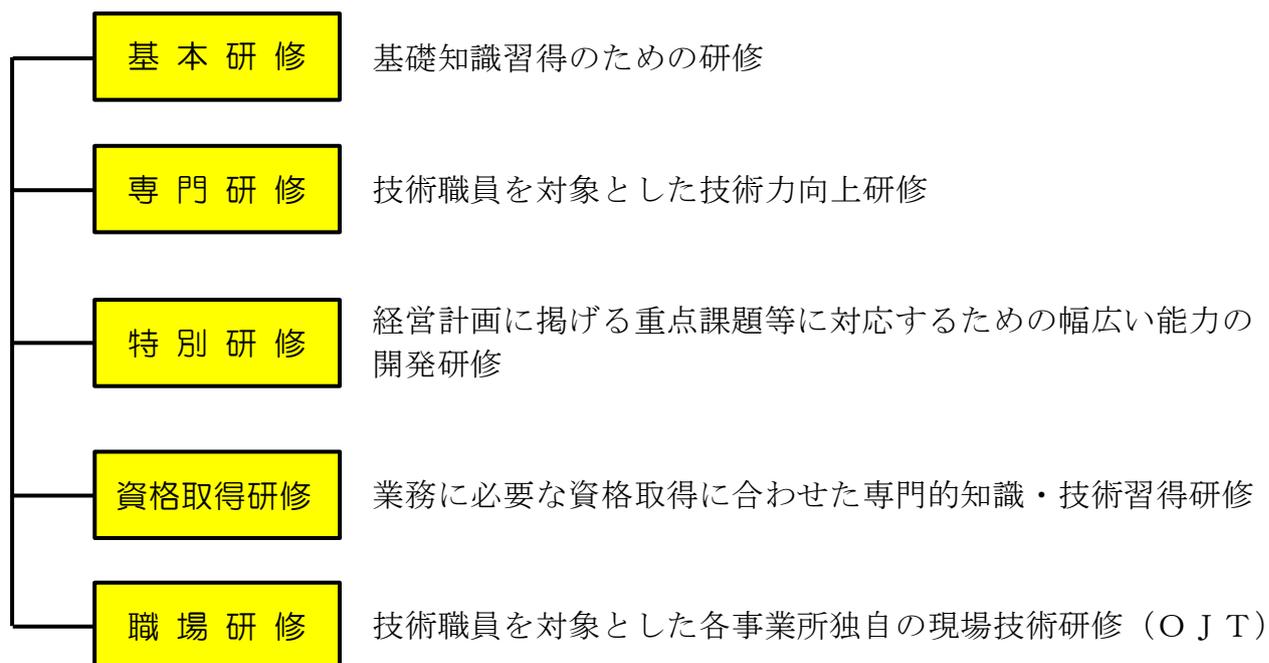
こうした中、山口県企業局では、これらの変化に適切かつ的確に対応すべき、第3次経営計画を策定し、安定供給体制の確保、将来にわたる安定経営の確保、地域・環境への貢献を実現していくこととしている。

このため、企業局における職員研修では、これまでの職務遂行のために必要な資格や知識の習得、技術力の向上に加え、経営感覚、企画力、交渉力など、本経営計画に掲げる重点課題等に取り組むための幅広い能力を養うことにより、自ら考え（判断）、行動（対処）する企業職員の育成を図っていく。

（2）基本的な考え方

① 研修分野の重点化	当面する企業局の諸課題に即応するため研修分野を重点化して実施する。
② 研修目標の明確化	個別研修の具体的達成目標を明示する。
③ 研修への参加促進	職員の自主性を尊重しつつ、指名・推薦による職員の積極的な研修参加を促進する。
④ 受講成果の検証	研修受講報告書の提出を義務化するとともに、施策提案書の提出、受講研修の伝達研修等を積極的に進め、受講成果を検証していく。
⑤ 研修内容の評価	受講成果に基づく施策提案書、伝達研修、資格取得等により研修結果を評価する。
⑥ 技術職員の研修領域の拡大	技術職員の職域の拡大を図るため、技術職員の事務系研修への参加を促進する。
⑦ 資格取得の促進	業務に必要な資格取得のための取得等経費に対する支援を行う。
⑧ 指導者・講師の育成	技術の伝承、危機管理、事故防止のための指導者・講師を育成していく。
⑨ 技術情報の共有	LAN内に質問や技術情報等を書き込める掲示板を設置し、職員間の情報共有を促進する。

(3) 企業局職員研修体系図



(4) 研修実績

(単位 人)

区分\年度	H22	H23	H24	H25	H26	H27 見込
基本研修	114	62	93	86	65	41
専門研修	127	122	109	111	126	84
特別研修	34	24	22	40	39	25
資格取得研修	32	33	25	23	29	21
計（延べ人数）	307	241	249	260	259	171
職員数	121	119	120	116	117	116

職場研修はO J Tを中心とした各事業所独自の研修のため集計外

8 山口県企業局関係ダム一覧

区 分	小瀬川ダム	弥栄ダム	生見川ダム	向道ダム	菅野ダム	水越ダム	末武川ダム	川上ダム
水系及び河川名	小瀬川	小瀬川	錦川 生見川	錦川	錦川	錦川	末武川	富田川
築造年月日	S40.3	H3.3	S60.3	S15.10	S41.3	S41.3	H4.3	当初 S37.3 嵩上 S55.3
集水面積(km ²)	135.0	301.0	72.4	152.2	225.2	270.0	44.1	22.2
湛水面積(km ²)	0.90	3.60	1.09	0.85	3.02	0.14	0.69	0.62
堤高(m)	49.00	120.00	90.00	43.30	87.00	18.80	89.50	63.00
堤頂長(m)	158.00	540.00	215.00	120.90	272.00	81.70	275.00	187.25
常時満水位(ELm)	216.00	106.00	103.00	325.00	270.00	187.00	137.20	106.50
総貯水容量(千m ³)	11,400	112,000	30,800	7,031	95,000	796	19,570	13,720
夏期制限水位(ELm)	211.50	—	—	322.50	264.00	—	—	—
洪水調整容量(千m ³)	8,400	58,000	12,600	1,890	17,000	—	5,770	1,500
管 理 者	土木建築部 及び広島県	国土交通省	土木建築部	土木建築部	土木建築部	企 業 局	土木建築部	土木建築部
管理費用負担率(%)	治水(70.0) 工水(29.7) 電気(0.3)	治水(69.3) 工水(11.7) 上水(18.3) 中電(0.7)	治水(55.2) 工水(44.5) 電気(0.3)	工水(100.0)	治水(27.1) 工水(52.5) 電気(15.4) 上水(5.0)	電気(100.0)	治水(43.4) 工水(12.9) 電気(0.5) 上水(43.2)	治水(5.90) 工水(82.33) 上水(11.77)

区 分	島地川ダム	佐波川ダム	厚東川ダム	宇部丸山ダム	美祢ダム	木屋川ダム	阿武川ダム	湯の原ダム
水系及び河川名	佐波川 島地川	佐波川	厚東川	厚東川 薬師川	厚狭川 日永川	木屋川	阿武川	木屋川
築造年月日	S56.3	S31.3	S25.3	S54.3	S56.12	S30.3	S50.3	H3.3
集水面積(km ²)	32.0	88.4	324.0	2.0	0.75	84.1	523.0	185.7
湛水面積(km ²)	0.80	1.16	2.49	0.45	0.23	1.61	4.20	0.62
堤高(m)	89.00	54.00	38.80	32.00	32.00	41.00	95.00	18.50
堤頂長(m)	240.00	156.00	162.00	211.44	160.50	174.30	286.00	212.95
常時満水位(ELm)	286.50	186.50	39.00	39.00	109.00	96.50	95.00	25.50
総貯水容量(千m ³)	20,600	24,600	23,788	4,500	1,890	21,750	153,500	2,930
夏期制限水位(ELm)	—	181.00	38.00	—	—	95.15	79.50	24.80
洪水調整容量(千m ³)	7,200	8,100	7,076	—	—	9,000	65,000	—
管 理 者	国土交通省	土木建築部	土木建築部	企 業 局	企 業 局	土木建築部	土木建築部	企 業 局
管理費用負担率(%)	治水(46.4) 工水(39.7) 上水(13.9)	治水(89.13) 工水(4.77) 電気(6.10)	治水(9.25) 工水(88.16) 上水(2.59)	工水(77.97) 上水(22.03)	工水(100.0)	治水(61.25) 工水(35.15) 電気(3.60)	治水(87.0) 電気(13.0)	工水(42.31) 上水(57.69)

9 経営管理指標における目標管理

目 標 管 理 力 ー ド

経営管理指標			
取組事項			
取組方針			
主要目標			
目標数値等			
効 果			
年 度 別 進 行 状 況			
年 度	取 組 内 容	取 組 実 績	効 果 効 果 額
25			千円
26			千円
27			千円
28			千円
29			千円
30			千円
年 間 計 画	評価を受ける年度の計画概要		
達 成 度 分 析	項目毎に「計画」「実績」「差異」による分析		
事 業 評 価	{ A…計画を上回る B…ほぼ計画どおり C…計画を下回る }		
	計画と実績との差異分析による評価		
課題及び問題点 今後の事業展開			

10 用語説明

語句	掲載ページ	用語説明
【ア】 アセットマネジメント	25, 29	<p>中長期的な視点に立ち、効率的かつ効果的に資産を管理運営する体系化された実践活動。</p> <p>施設の健全性を維持しつつ、更新費用を総額として最小化することや、更新時期を平準化するといった観点から活用される手法のこと。</p>
【イ】 一般電気事業者	4, 12, 資12	<p>一般(不特定多数)の需要に応じ電気を供給する者。北海道電力(株)、東北電力(株)、東京電力(株)、中部電力(株)、北陸電力(株)、関西電力(株)、中国電力(株)、四国電力(株)、九州電力(株)、沖縄電力(株)の10電力会社が一般電気事業者に該当。電力システム改革により平成28年4月に廃止される。</p>
【ウ】 宇部丸山ダムにおける貯水システム	10, 15, 24	<p>厚東川ダムにおいて洪水期に備えて夏期制限水位まで放流される水を、新たに設置した送水ポンプにより宇部丸山ダムへ送水して、水不足の緩和を図る貯水システム。平成26年6月に運用開始。</p>
【エ】 エネルギー基本計画	2	<p>エネルギー政策基本法に基づき政府が策定するもので、「安全性」、「安定供給」、「経済効率性の向上」、「環境への適合」というエネルギー政策の基本方針に則り、エネルギー政策の基本的な方向性を示すもの。</p>
【オ】 卸規制	5, 12, 資12	<p>発電事業者から一般電気事業者への長期・大量の供給契約を総括原価方式の料金規制や供給義務等により規制するもの。電力システム改革により平成28年4月に廃止される。</p>
卸供給事業者	4, 12	<p>一般電気事業者に対して、電気の供給をする者であって、経済産業省令で定めるものをいう。</p> <p>山口県企業局は卸供給事業者として、中国電力に売電を行っている。</p> <p>電力システム改革により平成28年4月に廃止される。</p>
オーバーホール	22, 資3, 資15	<p>機械製品を部品単位まで分解して清掃・再組立てを行い、新品時の性能状態に戻す作業のこと。</p>

語句	掲載ページ	用語説明
【カ】 川上ダムの一時的貯留	10, 14, 24	周南地区において受水企業が企業努力により自主節水した水量を川上ダムに貯留し、その水を渇水時に活用することにより節水の緩和を図るもの。平成26年10月に運用開始。
【キ】 企業債	3, 5, 7, 19, 21, 26, 29, 51, 資3, 資4, 資5, 資6, 資7, 資8, 資9, 資10, 資11	地方公共団体が地方公営企業の建設、改良等に要する資金に充てるために起こす地方債。
【ク】 下松市工業用水による応援給水制度	10, 14, 24	周南地区の渇水が著しいときに、緊急避難的に、下松市工業用水の一部を周南地区の企業に供給するもの。平成26年11月に制度化。
クリーンエネルギー	1, 5	電気、熱などに変えても二酸化炭素、窒素酸化物などの有害物質を排出しない（又は少ない）エネルギー源のこと。太陽光、水力、風力、地熱のほか、燃料電池、コージェネレーション、天然ガスも含まれる。
【ケ】 元気創出やまぐち！未来開拓チャレンジプラン	1	新たな県政運営の指針として、今後、県が進める政策の基本的な方向をまとめた総合計画。平成27年3月に策定され、計画期間は平成26年度から平成29年度まで。
減損処理	28	資産の収益性の低下により投資額の回収が見込めなくなった場合に、一定の条件の下で回収可能性を反映させるように帳簿価額を減額する会計処理。（地方公営企業会計制度の見直しにより平成26年度から適用）
【コ】 公営企業借換債制度	資5, 資6	公営企業の経営を安定させるため、過去に高金利で発行された地方債を低金利の地方債に変更するもの。
更新需要	25, 27, 29	現有施設における今後の更新に必要な総事業費。

語句	掲載ページ	用語説明
<p>【サ】 再生可能エネルギー</p> <p>再生可能エネルギーの固定価格買取制度</p>	<p>2, 5, 20, 資12</p> <p>資12</p>	<p>資源が枯渇せず、繰り返し使えるエネルギーのこと。</p> <p>「エネルギー源として永続的に利用できると認められるもの」として、エネルギー供給構造高度化法において、太陽光、風力、水力、バイオマス、地熱等が規定されている。</p> <p>再生可能エネルギー発電設備の導入を進めるため、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づき、再生可能エネルギー源を用いて発電された電気を、国が定める固定価格で一定の期間電気事業者に調達を義務付けるもの。</p>
<p>【シ】 小水力発電</p>	<p>3, 5, 9, 12, 19, 20, 51</p>	<p>水が落下するエネルギーを用いて発電する最大出力1,000kW以下の比較的小規模な発電設備の総称。</p>
<p>【ス】 水源涵養機能</p> <p>水源林</p>	<p>7, 9, 10, 13, 17, 20, 27</p> <p>7, 13, 17, 20, 27, 資11</p>	<p>森林の土壌が持つ、降水を貯留し、河川へ流れ込む水の量を平準化して洪水を緩和するとともに、川の流量を安定させる機能。</p> <p>森林の水源涵養機能に着目して整備される森林。</p>
<p>【セ】 責任水量制</p> <p>先行水源</p>	<p>資13, 資14</p> <p>26, 資2, 資5, 資6, 資9, 資10</p>	<p>受水企業が必要とする水量をあらかじめ契約し、実給水量に関係なく契約水量に料金単価を乗じて得た額を徴収する料金制度。</p> <p>将来の工水需要の増加に対応するため、先行的に県が確保した水源。具体的には、弥栄ダムにおける利用されていない水源（3万2千トン/日）をいう。</p> <p>先行水源は、これまで小瀬川第2期事業における未事業化分として企業局が所管していたが、「県民共有の貴重な社会資本」であることから、今後、将来にわたる多面的な活用方策をより幅広くに検討するため、一般会計に移管した。（H25.3.31付け）</p>
<p>【ソ】 総括原価方式</p>	<p>4, 19, 29, 資11, 資12, 資13</p>	<p>料金算定期間における事業を運営するに当たって必要であると見込まれる原価に利潤を加えて得た額をもとに料金を算定する方式。</p>

語句	掲載ページ	用語説明
<p>【チ】 地方公営企業会計 制度の見直し</p>	2, 19, 26	<p>地方公営企業会計は昭和41年以来大きな改正がなされておらず、企業会計との整合性や地方分権改革の推進、また公営企業の抜本改革の推進等を図る観点から、平成23年4月に第1次地域主権推進一括法による地方公営企業法の一部改正により、資本制度が見直され、また平成24年1月24日に関係政省令の改正等により、会計基準の見直しが行われた。(資本制度は平成24年度から、会計基準は平成26年度予算・決算から適用)。</p>
<p>【テ】 電力小売の全面自由化</p> <p>電力システム改革</p> <p>電力受給基本契約</p>	<p>2, 5</p> <p>2, 5, 9, 12, 18, 資12</p> <p>4, 12</p>	<p>全ての需要家に電力の供給者や電源の選択の自由を与えることをいう。国際的に割高といわれている電気料金を、規制緩和、競争原理の導入により、エネルギーセキュリティを保ちつつ低減していこうとする電力自由化の流れの中で、小売部門については、平成11年の電気事業法の改正以後、逐次部分自由化されてきた。平成26年の電気事業法の改正により、平成28年4月から全面的に自由化される。</p> <p>電力システムに関する改革方針（平成25年2月閣議決定）に基づき、電力の安定供給の確保、電気料金の抑制、需要家の選択肢や事業者の事業機会の拡大を目的として、広域系統運用の拡大、小売及び発電の全面自由化、法的分離の方式による送配電部門の中立性の一層の確保を行うもの。広域系統運用機関の設立（平成27年4月）、電気の小売業への参入の全面自由化（平成28年4月）、法的分離による送配電部門の中立性の一層の確保及び電気の小売料金の全面自由化（平成32年4月）の3段階に分けて実施されることとなっている。</p> <p>電力会社に対して電力を供給し、電力会社はこの電力を受電することを約した契約。現在、本県では、平成20年12月4日に中国電力(株)と再締結した契約があり、平成21年度から平成35年度までの15年間、企業局の10発電所で発電した電力を全て中国電力(株)に供給すること、また同社はこれを受電することとなっている。</p>

語句	掲載ページ	用語説明
【ト】 特別修繕引当金	21	数事業年度ごとに定期的に行われる特別の大修繕に備えて計上される引当金。法令上の義務付けがある等修繕費の発生が合理的に見込まれるものに限り計上される。
【ニ】 二条化 二部料金制	6, 10, 16, 24, 29, 36, 48, 49, 50, 資18 10, 17, 25, 資13, 資14	管路の漏水事故や地震時の被災による工業用水の断水を回避するため、1本しかない送配水路を2本に複数化すること。 料金を固定費（減価償却費、利息、人件費、修繕費等）と変動費（動力費、薬品費等）に分け、変動費分を使用量に応じて徴収する制度。国の産業構造審議会の工業用水道政策小委員会の報告書（平成24年6月）で導入が提言された。
【へ】 ベースロード電源	2	発電コストが低廉で、安定的に発電することができ、昼夜を問わず継続的に稼働できる電源で、地熱、一般水力（流れ込み式）、原子力、石炭の各エネルギー源による電源がこれに該当する。
【ホ】 補償金免除繰上償還制度	資5, 資9	地方公共団体が過去に借り入れた高金利（5%以上）の公的資金（旧資金運用部資金・旧簡易生命保険資金・旧公営企業金融公庫資金）について、新たに財政健全化計画等を策定し、行政改革・経営改革を実施することを要件に、補償金を支払わずに繰上償還できる国の制度。 当初、平成19年度から平成21年度までの臨時特例措置として設けられたが、平成24年度まで延長された。
【マ】 マネジメント・サイクル	52	企業が目的を達成するために、多角的な計画を策定し、計画どおりに実行できたのかを評価し、次期への行動計画へと結びつける一連のマネジメント手法。計画（plan）、実行（do）、評価（check）、改善（action）のプロセスを順に実施し、このプロセスを繰り返すことによって、品質の維持・向上及び継続的な業務改善活動を推進するマネジメント手法。

語句	掲載ページ	用語説明
【ミ】 未稼働水 未契約水	6, 7, 16, 25, 30, 39, 40, 47, 資10 6, 7, 16, 25, 26, 30, 35, 39, 40, 42, 47, 資10	<p>建設中の急激な経済環境や産業構造の変化等により、当初の計画給水量と契約水量の間に乖離が生じた場合、当面、施設の一部の建設を休止し、進捗調整を行っており、その休止分における計画給水量のことをいう。具体的には、生見川、佐波川第2期、木屋川第2期の各事業で存在する。</p> <p>給水能力に対して、未契約の水量のことをいう。</p>
【ヤ】 山口県まち・ひと・しごと創生総合戦略 やまぐち産業戦略推進計画	1 1	<p>まち・ひと・しごと創生法第9条に基づく、山口県のまち・ひと・しごと創生に関する施策についての基本的な計画。平成27年10月に策定され、計画期間は平成27年度から平成31年度まで。</p> <p>「輝く 活力あふれる産業集積県 やまぐち」の実現に向けて、山口県の強みを活かし、力を伸ばす分野に狙いを定め、産業界や市町と一体となって、重点的に取り組む施策の推進計画。平成25年7月に策定され、計画期間は平成25年度から平成28年度まで。</p>
【リ】 利水協 リパワリング	資13 9, 11, 18, 21, 22, 23, 51, 資15	<p>工水利用者協議会。各水系ごとに、工業用水受水企業相互の緊密な連携を図ることなどを目的に、受水企業の互譲の精神を踏まえて組織された協議会。現在、県内に7つの組織がある。</p> <p>既設水力発電所の設備更新に合わせて水車ランナーや発電機コイルの改造等を行うことにより、水力発電の出力向上を図ること。</p>
【ル】 ループ化	6, 16	<p>管路の漏水事故や地震時の被災による工業用水の断水を回避するため、双方向から給水ができるように、環状に管路と管路とをつなぐこと。</p>

山口県企業局第3次経営計画（改定版）

[お問い合わせ先] 山口県 企業局 総務課 経営・技術企画班

〒753-8501 山口県山口市滝町1番1号

TEL 083-933-4015

FAX 083-933-4029

E-mail a40100@pref.yamaguchi.lg.jp

<http://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a40100/index/>